

第 8 3 号議案

加東市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

加東市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市公民館条例の一部を改正する条例

加東市公民館条例（平成 1 8 年加東市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表東条公民館の項中「1 5 7 2 番地 4」を「1 5 7 1 番地 1」に改める。

別表(3)を次のように改める。

(3) 東条公民館

室名	午前		午後		夜間	
	正午まで	午前 9 時から	午後 1 時から	午後 5 時まで	午後 6 時から	午後 1 0 時まで
第 1 研修室		円		円		円
		1, 0 0 0		1, 0 0 0		1, 3 0 0
第 2 研修室		1, 0 0 0		1, 0 0 0		1, 3 0 0
第 3 研修室		1, 0 0 0		1, 0 0 0		1, 3 0 0
調理室		1, 2 0 0		1, 2 0 0		1, 5 0 0
会議室		1, 0 0 0		1, 0 0 0		1, 3 0 0
和室		1, 0 0 0		1, 0 0 0		1, 3 0 0
制作室		1, 0 0 0		1, 0 0 0		1, 3 0 0

備考

- 1 使用時間が上記区分の 2 以上にわたる場合は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 2 冷暖房使用の場合は、基本料金の 5 0 パーセント増とする。
- 3 市外に住所を有する個人（市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。）又はその事務所若しくは事業所が市外にある法人その他の団体

に対する使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の加東市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可した使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

第 8 3 号議案 要旨

加東市公民館条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

東条公民館のとどろき荘への移転に伴い、住所地番並びに室名及び使用料の額を変更するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 東条公民館の位置を変更すること。（第 2 条関係）
- (2) 東条公民館の室名、使用料の額を改めること。（別表関係）

3 施行期日 平成 3 0 年 3 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案															
(名称及び位置) 第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東条公民館</td> <td>加東市岡本1572番地4</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	(略)	(略)	東条公民館	加東市岡本1572番地4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東条公民館</td> <td>加東市岡本1571番地1</td> </tr> </tbody> </table>				名称	位置	(略)	(略)	東条公民館	加東市岡本1571番地1
名称	位置																
(略)	(略)																
東条公民館	加東市岡本1572番地4																
名称	位置																
(略)	(略)																
東条公民館	加東市岡本1571番地1																
別表 (第 8 条関係)		別表 (第 8 条関係)															
使用料		使用料															
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)															
(3) 東条公民館		(3) 東条公民館															
	区分	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで													
室名																	
1 階	第 1 研修室	円 1,000	円 1,000	円 1,300													
	調理室	1,200	1,200	1,500													
	別館会議室	1,000	1,000	1,300													
2 階	大会議室	1,500	1,500	1,800													
	第 2 研修室	1,000	1,000	1,300													
	和室	1,000	1,000	1,300													
	会議室	1,200	1,200	1,500													
備考 (略)		備考 (略)															

室名	区分	午前 午前9時	午後 午後1時	夜間 午後6時
		から正午まで	から午後5時 まで	から午後10時 まで
第 1 研修室		円 1,000	円 1,000	円 1,300
第 2 研修室		1,000	1,000	1,300
第 3 研修室		1,000	1,000	1,300
調理室		1,200	1,200	1,500
会議室		1,000	1,000	1,300
和室		1,000	1,000	1,300
制作室		1,000	1,000	1,300

第83号議案 説明資料

加東市教育委員会規則及び加東市公民館規則の一部を改正する規則（案）

（加東市教育委員会規則の一部改正）

第1条 加東市教育委員会規則（平成18年加東市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表加東市東条公民館の項中「1572番地4」を「1571番地1」に改める。

（加東市公民館規則の一部改正）

第2条 加東市公民館規則（平成18年加東市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（休館日）

第8条 公民館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 加東市社公民館及び加東市滝野公民館 月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）、月曜日が祝日に当たる場合にあつては、その直後の祝日でない日及び12月28日から翌年の1月3日までの日

(2) 加東市東条公民館 水曜日及び12月28日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、加東市教育委員会が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。